



2025年10月7日

各位

会社名 株式会社プロパスト
代表者名 代表取締役社長 津江 真行
(コード：3236、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長
兼経営企画部長 矢野 義晃
(TEL. 03-6685-3100)

株式会社小川建設の株式取得（子会社化）に関するお知らせ

当社は、2025年10月7日開催の取締役会において、株式会社小川建設（本社：東京都新宿区四谷、代表取締役社長 田下 宏彰）（以下「小川建設」といいます。）の株式を取得（以下「本株式取得」といいます。）し、子会社化することを決議致しましたので、以下の通りお知らせ致します。

記

1. 本株式取得の理由

当社は総合不動産デベロッパー事業を行っており、従前より小川建設に建設業務を発注するなど、取引を継続的に行っております。足元では、ゼネコン需要もひっ迫していることから、今般、小川建設を当社傘下とすることで、建設会社としての機能を拡充することが小川建設及び当社の成長に資すると判断致しました。

2. 異動する子会社の概要

商号	株式会社小川建設
事業内容	建築、土木その他建設工事の請負等
創業年月日	1909年5月19日
設立年月日	1924年5月19日
本社所在地	東京都新宿区四谷1丁目4番
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田下 宏彰

資本金	9,500 万円		
大株主	株式会社シノケングループ 100%		
当社と当該会社との関係	資本関係	該当はありません。	
	人的関係	当社の社外取締役 1 名が、当該会社の代表取締役社長を兼任しております。	
	取引関係	当社は当該会社に建設業務を発注しております。	
	関連当事者への該当状況	当社は株式会社シノケングループの持分法適用関連会社であり、当該会社は当社の関連当事者に該当します。	
直近の財政状態及び経営成績（単位；百万円、特記しているものを除く）			
決算期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期
純資産	8,009	4,689	5,669
総資産	17,551	14,781	18,831
1 株当たり純資産（円）	4,215,008.88	2,467,677.48	2,983,864.25
売上高	26,360	25,311	27,909
営業利益	1,476	1,328	1,633
経常利益	1,480	1,310	1,500
当期純利益	936	859	982
1 株当たり当期純利益（円）	492,499.54	452,047.32	517,102.39
1 株当たり配当金（円）	0.00	2,200,000.00	0.00

3. 本株式取得の相手先の概要

名称	株式会社シノケングループ	
所在地	福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 1 番 1 号 アクロス福岡	
代表者の役職・氏名	代表取締役会長 篠原 英明 代表取締役社長 玉置 貴史	
事業内容	不動産セールス事業、不動産サービス事業、ゼネコン事業、エネルギー事業、ライフケア事業等	
資本金	7,000 百万円	
創業年月日	1990 年 6 月 5 日	
設立年月日	2022 年 7 月 7 日	
純資産	25,430 百万円（2024 年 12 月 31 日現在）（連結）	
総資産	99,935 百万円（2024 年 12 月 31 日現在）（連結）	
大株主及び持ち株比率	インテグラル 4 号投資事業有限責任組合 他	48.89%

上場会社との当該会社の関係	資本関係	当該会社は当社に 37.0%（議決権比率）出資しております。
	人的関係	当社の社外取締役 1 名が、当該会社の代表取締役社長を兼任しております。
	取引関係	当社が管理するマンションの管理業務を当該会社の子会社である株式会社シノケンファシリティーズへ委託しております。
	関連当事者への該当状況	当社は当該会社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

4. 取得株式数、取得価額、取得前後の所有株式の状況

異動前の所有株式数	0 株 (議決権の数：0 個、議決権所有割合：0%)
取得株式数	既存株主からの株式譲渡 969 株 (議決権の数：969 個、議決権所有割合：51%)
取得価額	普通株式 4,000 百万円 アドバイザー費用等（概算額） 56 百万円 合計（概算額） 4,056 百万円
異動後の所有株式数	969 株 (議決権の数：969 個、議決権所有割合：51%)

※1 取得価額の算出にあたっては、小川建設の 2022 年 12 月期から 2024 年 12 月期の財政状態及び経営成績の実績、2025 年 12 月期の業績見込み、並びに実施したデュー・ディリジェンス等の結果を踏まえ、小川建設作成の事業計画をもとに、公平性及び妥当性を確保するために第三者評価機関による DCF 法等による株式価値算定の範囲内で、相手先と協議の上決定いたしました。

※2 取得資金については自己資金及び金融機関借入による調達にて対応する予定です。

5. 本株式取得の日程

取締役会決議日	2025 年 10 月 7 日
株式譲渡契約書締結	2025 年 10 月 7 日
株式譲渡実行日	2025 年 10 月 27 日（予定）

6. 今後の見通し

本株式取得に伴い、当社は 2026 年 5 月期第 3 四半期より連結決算に移行する予定であり、2026 年 5 月期連結決算におきまして本株式取得に伴うアドバイザー費用等約 56 百万円を販売費及び一般管理費として計上する見込みであります。

本件による当社の 2026 年 5 月期の連結業績に与える影響については現在精査中であり、2026 年 5 月期の連結業績予想につきましては、2026 年第 3 四半期決算短信の開示にあわせて、お知らせ

せする予定です。

7. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は、支配株主を有する上場会社ではないため、本株式取得も、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 441 条の 2 に規定される支配株主との取引等には該当しません。もっとも、株式取得の相手先である株式会社シノケングループ（以下「SKG」といい、その子会社と総称して、以下「SKG グループ」といいます。）は、当社の支配株主ではないものの、2025 年 5 月 31 日現在において、当社普通株式 12,342,500 株（議決権所有割合：37.0%）を所有する当社の主要株主かつ筆頭株主であること、当社の役員として SKG グループの役職員が在籍していることから、当社は、本株式取得を支配株主との取引等に準じるものと判断しております。

当社は、2025 年 8 月 28 日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、本株式取得の公正性を担保するため、以下に記載する措置を講じており、これにより少数株主の利益を害することがないよう努めております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本株式取得を当社にとって支配株主との取引等に準ずるものと判断していることから、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断しました。

当社取締役会において、本株式取得に関する諸条件において慎重に協議・検討するにあたっては、小川建設の株式価値算定の公正性を担保するため、SKG グループ及び当社から独立した第三者機関である株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）に本株式取得における株式価値の算定を依頼するとともに、KPMG FAS から受領した算定書の株式価値をベースに SKG と協議したうえで決定しました。また、本株式取得の公正性を担保するため、以下「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する SKG グループと利害関係がない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、SKG グループ及び当社のいずれからも独立した委員で構成された検討委員会から意見を入手しております。

さらに、利益相反の恐れを回避するための措置として、まず、(i) 当社の取締役 10 名のうち、SKG グループの役職員を兼任しており、SKG グループと利害関係を有する取締役の玉置貴史氏、萩原浩二氏、三浦義明氏、田下宏彰氏、井上勝次氏及び大倉圭氏を除く 4 名（津江真行氏、都倉茂氏、矢野義晃氏及び秋山高弘氏）の取締役において審議の上、その全員一致により上記の決議を行い、さらに、会社法第 369 条に定める取締役会の定足数を確保する観点から、(ii) 玉置貴史氏（SKG の代表取締役を兼任）、三浦義明氏（小川建設の主要顧客である株式会社シノケンハーモニーの代表取締役を兼任）、田下宏彰氏（小川建設の代表取締役を兼任）と比べて、萩原浩二氏（SKG のディレクター法務・コンプライアンス担当兼法務室室長を兼任）、井上勝次氏（SKG 監査役を兼任）及び大倉圭氏（株式会社シノケンアセットマネジメント監査役及び株式会社シノケン少額短期保険の監査役を兼任）は利益相反の程度が低いと考えて、上記 4 名にこれらの 3 名加えた 7 名の取締役において改めて審議の上、7 名の取締役全員の一致により上記の決議を行うという二段階の手続を経ております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する SKG グループと利害関係がない者から入手した意見の概要

本株式取得に関する当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年8月25日、秋山高弘氏（当社社外取締役、監査等委員）のほか、上場会社のM&A等に関する経験の豊富な倉橋博文氏（弁護士、弁護士法人ほくと総合法律事務所）及び波光史成氏（公認会計士・税理士、税理士法人レゾンパートナーズ）の3名から構成される、SKG グループ及び当社のいずれからも独立した検討委員会（以下「本検討委員会」といいます。）を設置いたしました。なお、本検討委員会の委員の報酬については、成功報酬は採用していません。また、当社は、本検討委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本検討委員会の委員を変更した事実はありません。

当社取締役会は、本検討委員会に対し、①本株式取得の手續において、取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられているか、②本株式取得の内容において、当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」と総称します。）について諮問いたしました。

本検討委員会は、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年10月7日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、以下の理由により、当社取締役会による本取引についての決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を提出しております。

- ① (i) 当社が SKG グループから独立した委員会を設置してその検討を経ていること、(ii) 当委員会における審議・検討が必要かつ重要な情報を入手したうえで、当社の企業価値向上及び一般株主の利益を図る観点から各委員による活発な議論によって検討されており、その経過は適正であること、(iii) 当社が社外の弁護士や税理士などの専門家からの助言を得ていること、(iv) 当社取締役会において利益相反回避措置が講ぜられる予定であることから、当社取締役会において、前記(iv)の利益相反回避措置が講ぜられ、かつ本答申書の内容が最大限尊重される限りは、本株式取得は、その手續において、取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられていると思料する。
- ② (i) 本株式取得の目的は当社の少数株主にとって不利益なものではないこと、(ii) 譲渡価額は、KPMG FAS から受領した算定書において算定された価格帯の範囲内であり、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられること、(iii) 本株式取得に係る株式譲渡契約書及び株主間契約書の内容について、特段不合理な点が認められないことから、本株式取得の条件は、近時の M&A の実務に照らして当社にとって不利益な点はなく、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。以上より、本株式取得の決定は、その内容に鑑みても、当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する。

以上